

[事案 2021-86] 告知義務違反解除取消請求

・令和4年6月6日 裁定不調

<事案の概要>

募集人らに不告知教唆等があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年4月に契約した組立型保険について、告知義務違反により契約が解除されたが、以下の理由により、解除を取り消して、各種給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人らに健康診断結果を見せて、再検査が必要となったことを口頭で伝えたが、募集人らが告知事項に該当しないと判断したため、告知しなかった。
- (2) 告知はタブレットで行ったが、タブレットはテーブルの中央に置かれ、画面入力には募集人が行った。また、質問内容の細かい部分は口頭での説明もなかったため、告知を正しく行うことができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らが確認した健康診断結果には、再検査が必要との記載はなく、口頭でも聞いていない。
- (2) 告知書の画面入力は、タブレットの通信不具合で募集人が代行入力をしたが、申立人は、告知画面と同内容の紙の告知書を見て確認し、最後に自署しているため、正しい告知を妨げるような行為はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの不告知教唆等があったとは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人らが、健康診断結果を確認していたとまでは認められないが、再検査の話が出ていたことも踏まえると、募集人らは告知について慎重に対応することが望まれた。
- (2) 告知書の画面入力を募集人が代行したが、タブレットの通信不具合が原因であったとしても、通信が良い場所に移動するか、手続を後日に行うなどの対応をすべきだったといえ、募集人らの対応は不適切であった。